

テナント賃借料を支援 1店舗につき10万円支給

条件1 テナント契約である



小売店等を出店するため
賃貸借契約を行っている。

対象外



賃貸契約目的が住居であり、
一部を事務所として使用。

条件2 対象月の売上減少率

令和2年4、5、6、7、8月のいずれかの月で前年同月比の売上減少率が

15%以上 **50%**未満 であること

条件3 府の支援対象外である

大阪府から休業要請支援金（府・市町村共同支援金）及び
休業要請外支援金の支給を受けていない



申請方法（必要書類を市に提出）

郵送又は窓口（市役所別館3階 商工振興課内 事業者支援総合相談窓口）に必要書類を
そろえて提出



郵送受付開始
5月25日～



窓口受付開始
5月28日～



詳細はホームページから

枚方市 事業継続固定費支援金



スマホはこちら→